

赤松小三郎先生

国立国会図書館

327

1029

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40' 1 2 3 4 5

始



上4H31

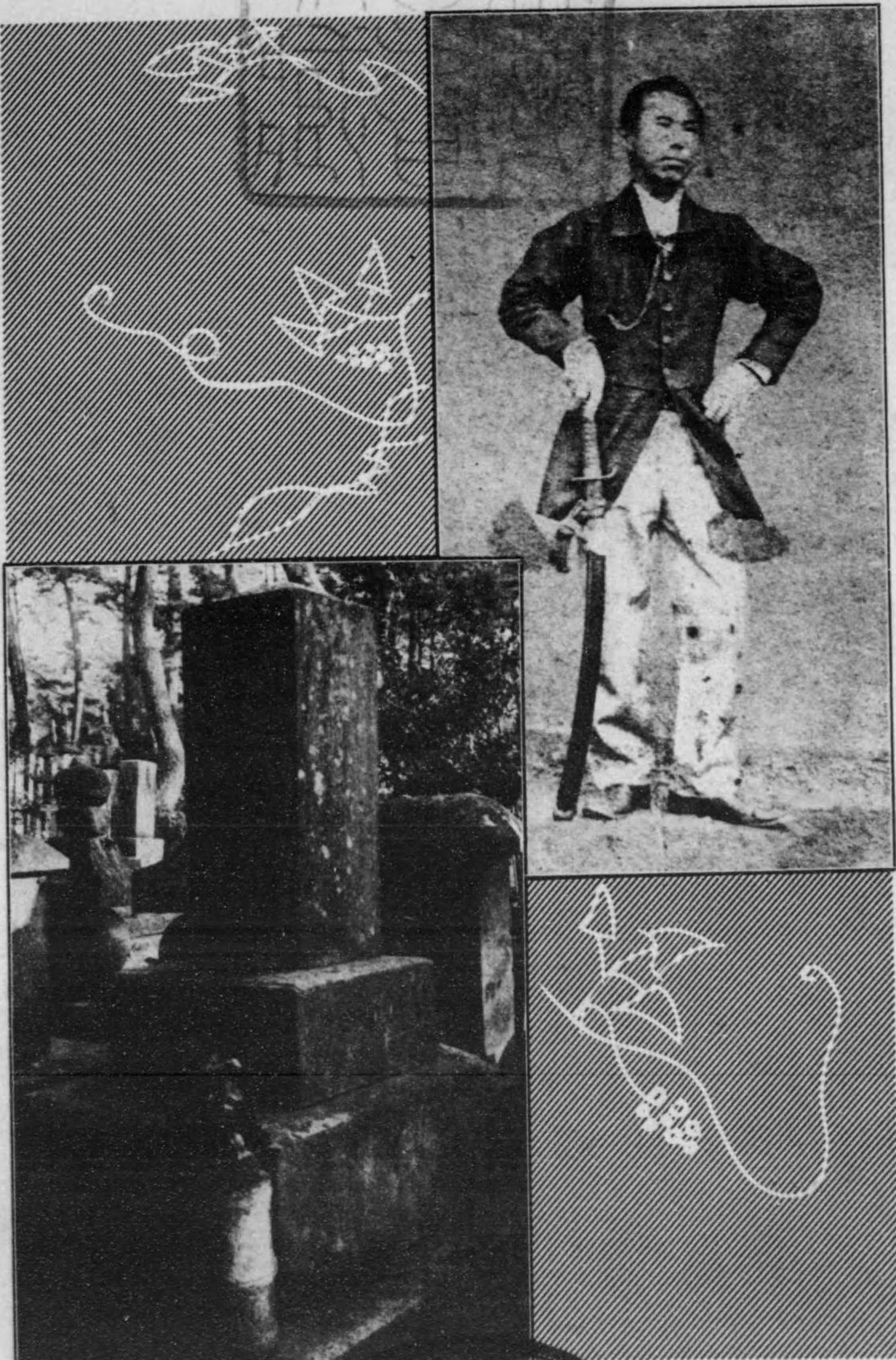
赤松小三郎先生



信濃教育會小縣部會版



327-1029



大正
6. 9. 14
内交

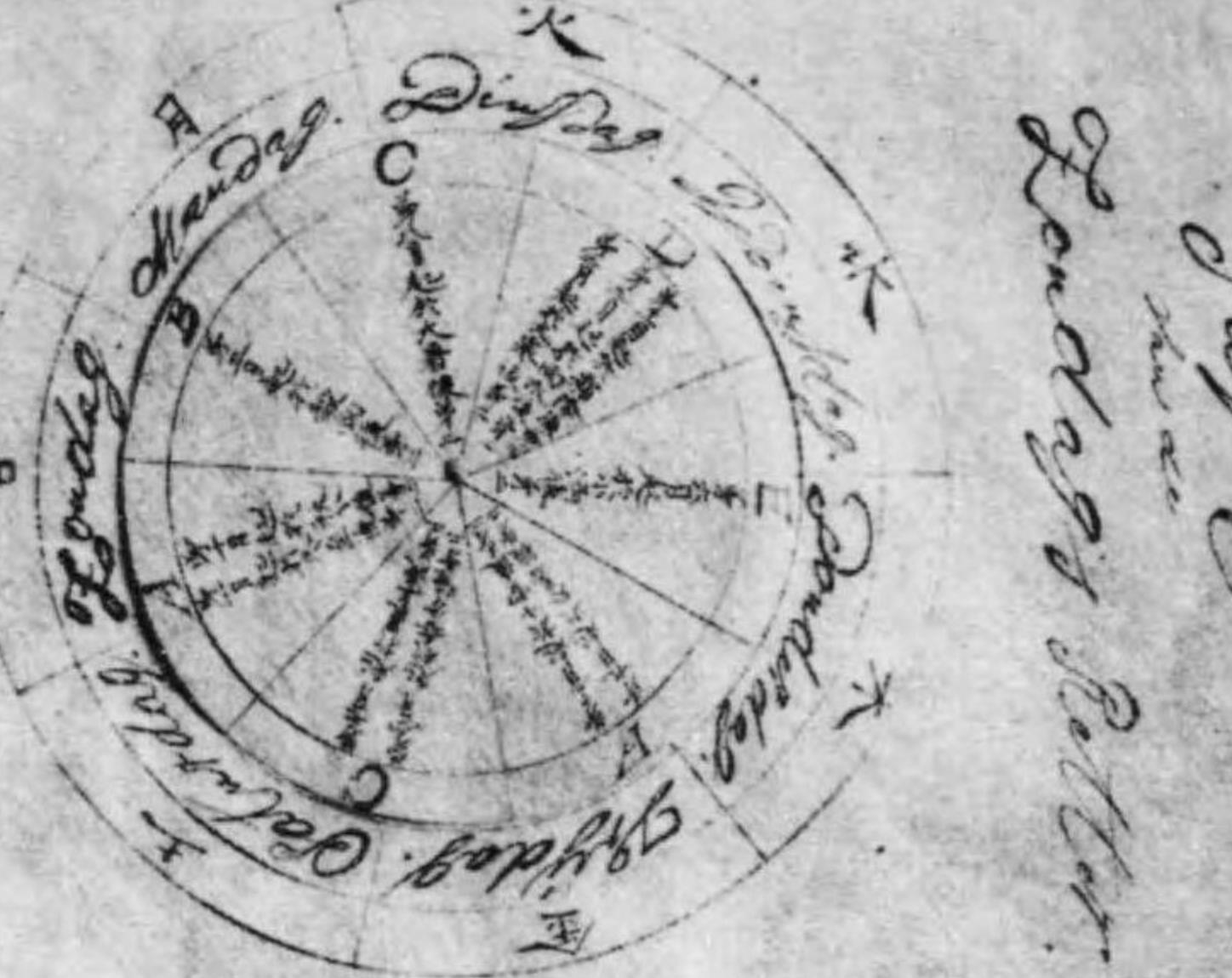
洛東黒谷光明寺境内ある

先生の碑

赤松先生寫眞

慶應三年四月京都に於て撮影

三十七歲



Giffard - London

Tel
in an
Londoner Posten

不適當、屬昇等、公是自然、
各主不互、諸事不一系、諸事之際賦
到事不能人、其事不互、事事之委、
作長之不應傷、軍將不巧其事。

先生手記の西暦表中より
採る

筆蹟

处白書中の1節

赤松小三郎先生

藤澤直枝編

德川幕府の末季、内憂外患一時に臻り、國歩艱難を極むるの時に當り、信州出身の士にして、博學宏才遠大なる識見を以て國事に奔走し、一世の先覺者として尊重崇敬せらるる者象山佐久間先生あり、之ご略、時を同うして、學は蘭、英を兼ね、雄大なる抱負、非凡なる見識を有し、邦家の爲め目覺しき活躍を爲し、象山先生と比肩して敢て遜色なき俊傑を宇宙堂赤松小三郎先生ご爲す。

先生諱は友裕^{ゆうよ}、宇宙堂と號す、幼名清次郎、上田藩士芦田勘兵衛の次男、天保二辛卯年四月四日信濃上田の地に生る、後出で、同藩士赤

松弘の養嗣となり、名を小三郎改む。

兄を柔太郎と云ひ、性謹直學を好み、上田藩會讀頭取、洋書調役、鍾美館舍長、銃隊世話、大小銃製造掛、合藥製造掛、調練書取調會頭等の職を勤めしが、岡部事件に座して罷免せらる。

先生資性豪放不羈、細技を嫌ひ末節を厭ふ、故を以て多く時俗と諧はず、人皆以て狂奇に近しとせり。幼より算數の學を好み、竹内善吾（數學の大家にして、天保十二年江戸に於て日本數學者番附を作りし時、其東大關となる小縣郡の人）の高弟植村重遠の門に入り、其道を修む。嘉永元年十八、男兒須らく大事を成し、名を一世に揚ぐべし碌々として山間に柄つ可きに非ざるなり。こ奮然笈を負うて同藩士森田斐雄等と共に江戸に遊び、幕臣内田彌太郎の門下となり、算數、測量等の學を受けしが、其明晰精緻の頭腦は屢々其師を驚嘆せしめたりと云ふ。餘暇蘭文を學修す。此時に當り、佐久間象山、藩の允許を得、江府に在住し、家塾を開きて諸生を教ふ。先生乃ち贊を

其門に執り諸學を修む、象山其偉材を察し、心を傾けて教導す。是を以て先生の學識頗る宏きを致せり。

後藩に歸りて、數學助教兼操練世話役となり、藩の兵制革新の任に當りしも、故ありて再び江戸に出で、勝麟太郎に就て其教を受く。安政二年、幕府海軍傳習所を長崎に設け、諸士を選み、海軍の事を學習せしむ。永井尙志等其事を管司す。先生勝麟太郎、矢田堀景藏等に隨行して長崎に赴き、蘭人に就て、語學、航海、測量等の學を修め業大に進む。後江戸に歸り、一旦英國兵法の大に則る可き者あるを知り、江戸横濱の間を往復し、英國騎兵士官オヒシール・アブリンに就き、騎兵術を傳習し、同時に英文を學ぶ。（元治元）當時未だ英文を能くする者甚少なく、修業容易ならざるものありしも、刻苦勵精大に努め、幾何ならずして遂に原書讀譯の力を有するに至れり。於是、金澤藩士淺津富之助と胥謀り、英國歩兵練法を譯述して、以て之

を世に公にす、時に慶應元年七月なり、此書一度出で、洛陽の紙價爲めに貴かりしこ云ふ。

先生修業全く成りて藩に歸る、藩用ふる能はず、仮令上田藩よく先生を重用したりこなすも、學既に成り、象山、海舟、二先覺の教導、薰陶を受けて、夙に宇内の形勢を察知せる先生に取りては、一小藩上田の地の能く事を爲すに足らずこせしや明なり、故を以て慶應二年二月、決然藩地を去て京師に出づ。

當時、京都の状勢昔日ミ大に異り、文久二年勅使大原三位(名は重徳)の東下以降は、京都の力よく幕府を左右するに至り、政治の中心將に東江戸を去て、西京都に移らんとするの兆あり、故を以て、俊秀の士、大志を懷抱して天下に爲すあらんとする者は、皆相率ゐて此處に集まり、企圖劃策活躍奔走至らざる所なし、先生の京都に出でしもの、亦實に其雄才を發揮し、邦家の爲、大に盡す所あらんが爲なりしな

り。

先生の京師に出づるや、先づ兵制革新の要を説き英式新兵法を教授す、元治甲子の變後征長の師相續ぎ、加之外艦、馬關、鹿兒島砲擊の事あり、海内の形勢、列藩相競ふて強兵の策を講じ、互に後れざらんを欲するの秋なりしを以て、諸藩の士争ひて其門に就き、先生の聲望忽ち藉甚たるに至れり。嗚呼一小藩の輕輩(先生上田藩に於て十石三入扶持の微祿を給せらる)にして、而も何等の後援を有せざる者、突如洛中に出で、事を肇めて茲に至る、才、學、識の三者共に凡に抽んづる所ありしを知るべきなり。

薩藩島津侯、先生の俊偉を知り、特に禮聘を厚うして以て藩士教養の任に膺らんを請ふ、先生知遇に感じ、其諸生を薩の京邸に教ふ、村田新八、篠原國幹、中村半次郎、野津道貫、東郷平八郎、上村彦之丞等の

俊才其門下生たり。而して先生は單簡なる普通の一兵學者にあらずして實に時勢を達觀せる俊傑にして又憂世慨國の至誠を有するの志士なり。是を以て當時の諸名士の來りて交を結ぶ者多かりき。

時に徳川幕府の實力既に衰耗し、征長の師奏功容易ならず、内治外交共に難澁を極め、諸雄藩の野心を抱藏する者、機に乗じて志を成さんとするありて、帝國の前途誠に寒心すべき者あり。先生大に之を憂ひ、慶應二年八月、書を幕府に上りて所思を開陳せり、滔々數百言、其言ふ所實に現時の難局を救ひ、將來を振はしむる一大方策にして、先生の卓識と經綸の才を窺知すべき者なるを以て、其全文を左に掲ぐ。

方今世上形勢の儀に付乍恐奉申上候口上書

方今内外危險之形勢心付候儀を默止仕候も却て不本意と奉存

卑身淺見を省みず存付候一二端を左に奉申上候即今征長御軍備之形勢を密に奉察候に御廟算は無之只義理御確守被奉勅命候而已にて勝敗之儀は御無算之儀と乍恐奉存候如何となれば蓋し君より臣之罪を糺候には慥かに勝算不相立以前に戦を開き候理は決して有之間敷かと奉存候然るに此度征長の御軍備は軍將不巧兵事列藩不服令兵器不足兵勢乏敷兵法不立諸軍不一和諸兵之配賦不適當勝算無きは以是瞭然たり名は糺罪之軍にして實は糺罪之戰力無し固より如斯名と實とに違ある御所置一度御施行相成候儀に候へば順序反轉之御所置を許不申候ては眞之御糺罪に至り申間敷かと奉存候固封の諸候へ直に征長之勅令下り諸藩一致力を盡候はば御成功可相成か乍去異論を唱へ又は因循遲滯之諸候直に命に應じ候事難斗若し

命に應じ候も往々固封獨立之意益盛に成り可申候又外國へ援兵を頼候はゞ數月を不經して成功可有之候へ共彼は益跋扈し且其軍費を償候はゞ國力益疲弊に至り可申候其外反順之御所置は何級も可有之候へ共一方は條理を曲げ候を不許候ては全く御成功に至り申間敷かゞ乍恐奉存候其他順正の御所置雖も非常之時勢に候へば非常破格之御改正有之古例膠柱之事件は盡く御廢相成即今之急務實事活用之御政道被遊御施行候儀緊要ご奉存候第一には御執政の御役人様方御一科御憲發御精勤相成御政事御變動無之御策專要に可有之候譬へ何程の御仁政にても如近世度々御變化有之候へば人心疑惑を生じ大諸侯は追々獨立固封の意を發し又外國への御談判も時々の官吏は御見込にて時々變動有之候に因て彼も疑心を生し候様成行末には諸侯各々特に外人に交り諸侯を信じ大命を疑ひ候様成行には

往々進退御究迫之事件も生じ可申かゞ乍恐奉存候右御役人様御精勤御政事不動に至り候の本は人才御選用之儀第一と奉存候諸官吏方全く方今之時勢に通じ實事活用之御論而已に候へば御異論も稀にして御憲發御勤務之功も有之永く御勤役にも相成可申候右御人選は門地格祿等に少しも無關係破格之御法にて輕輩陪臣にても其身一代は御老閣等重き御役に迄も御選抽相成總て器量に應じて高位高祿に御取立相成國中智略と位階ごに不同無之様人才御選抽御政事被遊御確定容易に御變動無之儀御國威御擴張之根元かゞ奉存候蓋し貴き人は固有之官祿に安んじ候故學術を勉る人稀に卑き者は青雲之志有る故學術に精神を盡す人多し故に中等以下に人才有之候へば右様御人選無之候ては述も御國是相立候儀は難成儀ご奉存候亦即今長防御糺罪之儀に付ては三百年來治平に浴し候將卒を戰争に

用ひ候ては失策多く且疲勞損失等も多分可有之候へば兎角此後海陸御兵制御改革強兵の御策緊要之儀ご奉存候此節諸侯の兵制或は古格に泥み或は獨立之法を立候へば皆區々にて諸國一致し盡力猛勢之軍は逆も難出來事に候へば先御旗下之兵を被成御增加御軍制は世界中の良法利器御選用相成就中英亞兩國之制は精密實用輕便にして實に 皇國之地理人氣に適當仕候へば此兩國の制に本づき精密美妙之兵法利器御全備に相成夫々學術に應じて司令官並に御以下諸官吏御選抽に相成左の法にて御旗下の海陸軍實に強勢に御備立こそ方今之御急務ご奉存候其法は諸侯各其國力に應じ仮令ば何十万石以上は新製大或は小軍艦に新式旋條大砲小銃其外諸器械を全備し船卒何百人を屬し治亂共年中の入費は皆其諸侯より出し亞長官以上の諸長官は旗下にて被命其諸官に屬する入費は上より出す或

は騎兵隊何百騎新式精製之諸器械を全備すべし或は百何十斤より何十斤迄の旋條新式の防海砲守城砲攻城砲何門皆精製の諸器械彈藥砲兵を屬し治亂共年中入費は前同斷尤底は上にて御造營諸長官並に其給祿入費等は上より出す或は騎砲隊何十門或は歩砲隊何十門諸器械砲兵引馬諸入費等は其諸侯より出し諸長官及其入費は上より出す何万石は歩兵隊何百人旋條統其外諸器械諸入費前同斷諸長官も前同斷上より被命其入費は上より出す右軍役は被命日より何十日以内に其兵士の六分の一を爲致出府跡の人數器械は何百日以内に相揃へ歩兵騎兵野戰砲隊は定數の半分づつ爲致交代出府残りは御入用次第御呼出し御手勢に被召仕指揮は皆旗下より御人選にて被命兵士在府中教授仕候はば追々強兵相成申可候御守衛向又は出陣等被仰付候諸侯は次第に因り其兵士器械共御戻しに相成候も可然

且又兵士熟練の上は諸要地御警衛諸番所關門等又は火事防方等總て軍則にて爲相勤候はば諸侯御旗本の勞を大に省き可申候又軍艦は要所に在留し御警衛又は御用向相勤め又防海守城攻城の砲は皆要地に御備へ砲卒は半分づつ交代在留して御守衛被仰付諸長官は皆旗下にて被命總て軍事總督其以下諸軍諸隊之長官は皆門地身分に少しも不拘輕輩陪臣市門農民にても學術有之者は御選抽相成國中の諸軍學術ご位階ごに毫も不同無之様被成置候はば實に諸軍一致之御兵制相立何時戰爭有之候共御指揮次第御軍役相勤候様可相成候全軍御備の配賦は皇國之地形に應じ候はゞ海軍四分城軍三分半野戰軍二分半其野戰軍は歩兵を元ごし騎兵八分之一砲兵八分之一工兵四十分之一輜重兵二十分之一此配賦にて御組立相成候はば大凡適當かと奉存候乍去兵之強弱は將の善惡次第に候へば執政の重官及

び軍將は勿論其以下諸官御人選の儀緊要に可有之候古例門地格祿等に關係し充分の御人選無之候様にては富國強兵之策は逆も難成事かと奉存候亦前文之通強兵の御所置充分に被遊御施行御確定の御仁政に御改正相成候はば出兵遲滯の藩有りご雖も自然御威徳倍加し數月にして國中御制度に感化し割居の諸侯も御指揮に服し御仁政に懷き候に至り天下御一致の基本かと奉存候若又即今征長の儀にて右の御軍備を不待差向御用立候御軍備要用に候はば既に追々御調へに相成候御有合の御艦に大砲小銃諸器械御全備乗組人數熟々御選用實戰に用立候程に被遊御備艦隊御組立相成陸軍の方は万石以下並に御領より御取立の農兵成丈御增加に相成御供の諸侯は戰用の兵士並に器械のみ御採用君公は在國爲致旗下より指揮官を被命右兵士而已御用ひ相成候へば無用の俗吏雜人を大に省き又諸國の

國邑も堅固に相成可申候打手被仰付候諸侯も可成丈は戰用の兵士而已御採用君公又は重役の類は皆國邑に御戻し相成旗本より御指揮有之候方實事活用に近く相成可申かご奉存候又兵士器械而已差出候は遠國成共被命可成丈は實事活用強兵の御所置緊要ご奉存候蓋し列藩高祿の者は學術乏敷低位に人才有之候へ共古例に泥みて不選人才は一般の弊風に候へば右様御改革被仰付候方御大益に可有之候前文の通り全く御改正相成候には御入費多分に相増し候へば上下一致節儉御取縮の儀最用に御座候へ共富國之事に至り候ては御政事に最も多く關係仕且は繁端にて全く長文に相成候故差扣は不奉申上候。兵事は即今之急務に候へば失敬も不省大事に拘り候儀を粗漏に奉申上候段多罪奉恐入候 九拜敬白

慶應二年丙寅八月

松平伊賀守家來

赤松小三郎

此書直に幕府の容るる所ごならざりしも、其所言條理明徹、皆時弊の肯綮に中れるを以て、幕府は先生の英才を知り、當時諸侯の臣下を幕吏に採用する事の極めて煩しき手數を要したるにも關らず、先生を擢用して、開成所教官兼海陸軍兵書取調役に任せんごし、慶應二年十一月、上田藩に交渉するに此旨を以てせり、然るに上田藩に於ては、其裏面に何等の消息の伏在せしやを知らずご雖も、表面藩の兵制一新等に付、先生を必要すとの理由を以て、十二月二十日之を幕府に辭せり（事、松平家日）。上田藩既に上述の理由を以て、幕府の交渉を謝絶せし上は、先生をして、永く京地に留まらしむるを得ず、切りに其歸藩を促したるを以て、先生已むを得ずして一旦上田に歸る、親戚舊故先生を擁して郷里に留まる可きを説く、先生默

して答へず、立つて廁に行き、辭せずして又直に京師に出づ。

慶應三年春、薩藩主島津久光、先生の嘗て譯述せる所の英國歩兵練法を、原本に就て更に重訂せんことを請ふ、先生勵精事に從ひ、其業を成し書十巻を獻ず、島津侯贈るに、十六響新製ヘンリ騎銃を以てし、其勞を謝せり。此間に在りて常に先生に壓迫を加へしは、歸藩督促の藩命なりき、先生三月十日書を其家兄に贈りて曰く

皇國の御爲少しも相成候様仕候見込に御座候上田にて事を開き日本に弘め候事は出來不申皇國に事を聞き候へば自然上田は開け申候。

と象山佐久間先生、嘉永三年四月藩の側繪師三村晴山に書を贈り、自ら自己の一藩の人たらずして天下の人たるを信ずる旨を述べし事あり、偉人の抱負自ら其軌を同うする者あるを見る。此自信と抱負を有する赤松先生は、天下の形勢を左右し得べき京地に在

りて、邦國の爲致す所あらんと決し、病の故を以て藩命を辞し、時事救濟、育英等の爲に日夜奔走盡瘁せしが、方今非常の時、非常の大改革を斷行するに非らずんば、時局を済ひ、國是を確立する事能はざるを察し、慶應三年五月、改革に關する意見書を越前宰相に致し七條を陳す、其全文左の如し(中根雪江續再夢記事所載)

御改正之一二端奉申上候口上書

一、天幕御合体諸藩一和御國體相立候根本は、先づ天朝之權を増じ德を奉備、並に公平に國事を議し、國中に實に可被行命令を下して少しも背く事能はざるの局を御開立相成候事

蓋し權の歸するご申は道理に叶候公平之命を下し候へば國中之人民承服仕候は必然之理に候。第一

天朝に徳ご權ごを備へ候には

天子に待する宰相は大君、堂上方、諸侯方、御旗本之内、道理に明

に、じて方今、事務に通じ、萬の事情を知り、候人を選みて六人を侍せしめ、一人は大閣老にて國政を司り、一人は錢貨出納を司り、一人は外國交際を司り、一人は海陸軍事を司り、一人は刑法を司り、一人は租稅を司る宰相ごし、其以外諸官吏も皆門閥を論ぜず人選して

天子を補佐し奉り、是を國中の政事を司り、且命令を出す朝廷に定め、又別に議政局を立て、上下二局に分ち、其下局は國の大に應じて、諸國より數人の道理に明かなる人を、自國及隣國の入札にて選抽し、凡百三十人に命じ、常に其三分之一は都府に在らしめ、年限を定めて勤めしむべし。其上局は、堂上方、諸侯、御旗本の内にて、入札を以て人選して、凡三十人に命じ、交代在都して勤めしむべし。國事は總て此兩局にて決議の上、天朝に建白し御許容の上。

天朝より國中に命じ、若し御許容なき箇條は、議政局にて再議し、彌公平之説に歸すれば、此令は是非共下さざるを得ざることを

天朝へ建白して、直に議政局より國中に布告すべし。其兩局人選の法は、門閥貴賤に拘らず道理を明辨し私なく且人望の歸する人を公平に選むべし。其局の主務は、舊例の失を改め、萬國普通の法律を立て、并に諸官の人選を司り、萬國交際、財貨出入、富國強兵、人才教育、人氣一和の法律を立候を司り、候法度、御開成相成候儀御國是の基本かと奉存候。

一、人才教育之儀、御國是相立候、基本に御座候事

國中人才を育て候法は、江戸、大坂、長崎、箱館、新潟等の首府へは、大小學校を營み、各其大學校には、用立候西洋人數人づゝを雇ひ、國中有志の者を教導せしめ、大坂に兵學校を建て、各學科毎

に洋人數人づゝ雇ひ、國中兵事に志有る者を御教育相成、且國中に法律學度量學を盛にし、其上漸々諸學校を増し、國中の人民を文明に育て候儀、治國之基礎に可有之候。

一、國中の人、民平等に御撫育相成、人々其性に準じ、充分力を盡させ候事

是まで、人々性に應じて力を盡し候儀不同有之、遊民多くして農而已多く勞し、他の諸民は運上少く候へば、第一百姓の年貢掛り米を減じ、士、工、商、僧、山伏、社人之類まで、諸民諸物に運上を賦し、遊樂不要に關り候諸業諸品には運上の割合を強くし、諸民平等に職務に盡力し、士は殊に務を繁くし、國中の遊民、僧、山伏、社人、風流人、遊藝の師匠の類には、夫々有用の職業を授け候御所置、治國の本源に可有之候。

一、是迄の通用金銀總て御改、萬國普通の錢貨御通用相成、國中の人

口ご物品ご錢貨と平均を得候様御算定之事

錢貨は、天地の象に準じて、萬國一般圓形に造り、且萬國大凡普通の相場有之候へば、是に準じて、銀貨金貨銅貨の割合、大凡西洋各國ご同様に御吹替、其大小品位も同等に造らず候ては、往々萬國の交際には不齊を生じ、且交易、通商の上に損害可有之候、又國中人口に比すれば、錢貨不足に可有之、器財物品の不足なるこゝ甚し、故に錢貨を増し、物品製造の術を大に盛にするに非らざれば、平均に至ること難かるべくご奉存候。

一、海陸軍御兵備之儀は、治世ご亂世ごの法を別ち、國の貧富に應じて御算定の事

蓋し兵は數寡くして利器を備へ熟練せるを上ごす、方今の形勢に準じ候はゞ、陸軍治平常備の兵數は、都て凡二万八千許、内歩兵二万千許、砲兵四千許、騎兵二千許、他は築城運輸等の兵と

すべし。右兵士は、幕臣及諸藩より直に用立候熟兵を出し置、四年毎に交代せしめ、其隊長及諸官吏は、業と人望とに應じて、天朝より命ぜられ、望に應じて永く勤めしむ、其兵は三都其外要地に在て、警衛を職とし、此常備兵の外、士は勿論諸民皆其地へ教師を出して平常操練せしめ、且有志の者は、長官學校に入れて學問せしめ、亦士にても、望に應じて、職業商賣勝手次第行はしめて、往々士を減すべし。海軍は速に開け難し、先づ海軍局へ洋人數人御雇ひ、國中望の者其外合せて三千人に命じて、長官より水卒迄業を學ばしめ、業の成立に準じて、新に艦を造り、又外國より買て備ふ可し、即今常備の海軍は、是迄御有合せの御艦に人を選みて乗組を命じ、用立候程に修覆し砲を増して備ふ可し、尙國力の増すに從て兵數を改め、兵備も充分に相増し、殊に亂世には、國中の男女悉く兵に用立候程に御備立御所

置有之候儀御兵制の本源に御座候。

一、船艦並に大小銃、其外兵器或は常用之諸品衣食等製造の機關、初は外國より御取寄せ、國中是に依て物品に不足無き様御所置之事

諸物製造の局は、運輸の便地の利を選び、諸所に造營し、各局に西洋人を雇ひて傳習せしめ、國中職人を増し、盛に諸物を製し候へば、海陸兵用之利器、海内に充滿し、日用の諸品廉價にして良品を得べし。其洋人を雇ふ入費は、職人一ヶ月の雇價食料合せて凡二百より二百五十兩なるべし。此金は、日本在留中大凡費すべければ、外國に持歸る貨は些少なるべし。故に洋人を雇ふも、少しも厭ふべきにあらず、諸品製造局は、往々は是非開かざるを得ざる事なれば、此節速に御開相成候儀當然ご奉存候、一、良質の人馬及鳥獸の種類御殖養之事。

蓋し歐羅巴人種は、アシア人種に勝る事現然に候へば、國中に良種の人を殖育し候へば、自然人才相増し、往々良國ニ相成候理に候亦軍馬は外國之良種に無之候ては、實用に不便に御座候、又牛羊雞豕の類、衣食に用ゐて有益の種類を殖育し、往々國民皆牛豕雞等の美食を常ごし、羊毛にて織侯美服を着候様改め候へば、器量も從て相増し、身体も健強に相成、富國強兵之基に可有之候。

此他御改正相成候とも、國風人性に逆はざる事件何程も可有之候へば、方今之無障事件丈は速に御改正相成、其他即今難行事は、人智の開け候に應じて、漸々御改正相成候儀天理自然に可有之奉存候、斯く御國政に關り候儀を奉申上候は、甚奉恐入候得共、心付候儀を默止仕り候も却て不本意に奉存候間、淺見の一端乍恐奉申上候、何卒被遊御盡力、方今適當に御國律相立、天幕御合体諸藩一和相

成候様奉懇願候昧死稽首

慶應三年丁卯五月

松平伊賀守内

赤松小三郎

幕末の際、公武合体を説く者、前きに安藤對馬守信正あり、其目的和宮の御降嫁を奏請し、之に依て公武の間を調和し、以て幕府の政策實行に便ならしめん爲なりき、其後文久の初に於て、長藩の俊才永井雅樂、方今の計、公武合体事に當るに非ずんば、國家の急を拯ふ能はずとなし、東奔西馳、大に其力を盡したる事あり。此時に當り國內一致内治外交に處する必要は、識者の齊しく考慮せし所なりしも、公武調和の後に於て、天幕兩者の關係を如何にすべきかの大問題、即ち徳川幕府の處分問題を適良に解決すべき方法を説く者無し、此時此際、先生の卓越非凡なる識見は、此難局に處し、天幕を調和し、天朝尊崇の實を擧げ、之と同時に江戸幕府の存在を自然に消滅せ

しめ。大權自ら天朝に復歸する方策を申陳せり、即ち其建白書の首條に於て、天幕御合体、諸侯一和、國體確立の根本は、天朝の權を増し德を備ふるに在りごなし、天朝の權と徳とを増さんごせば、上御一人の下に、大君、堂上、諸侯、旗本の内にて、事務に明通し、識見ある者を選みて、其六人を宰相ごし行政の任に當らしむべし。若し夫れ沈思以て其深意の存する所を考ふる時は、此方策成功の曉は、即ち將軍政權奉還と云ふ如き、一片の形式を履むに及ばずして、徳川氏は、自ら一大藩の位置に居るに至れる時なるを知るべし。何ぞ其劃策の穩健にして巧妙なるや、之を彼の徒らに公武合体を説き、或は強ち尊王討幕を唱ふる者に比して、同日の論に非ざるなり。

先生、又方今海内の情勢、諸侯各其封境を固め、意見を異にし、政令行はれ難く、邦家の前途眞に憂慮すべき時に於て、權威ある命令を出し、舉國一致の實を擧げんには、萬機公論に決するを以て、時機に適

せる最も良最善なるものごなし、公議制度の採るべきを建言せり、同じき年九月、後藤象次郎等藩主山内容堂の命を奉じ、大政奉還公議制度採用の議を幕府に上る、象次郎等が此建議たる、薩長二藩の討幕主義ご大に其趣を異にし、平和の間に政權を朝廷に復歸せしめ、公議制度を探りて、國是を確立せんごせしものにして、之れ既に赤松先生の曩に唱破したる所の者、而して或一面より考察する時は、土佐藩に由りて提議せられたる此意見は、先生の建言によりて、公議制度を其考慮の中に置きし越前藩に負ふ所多かるべし。推測せらるる徑路の存する者あるを見る時は、我國に於ける代議政體論は、實に信州上田藩出身赤松先生其人に依て先唱提議せられ。其可からず。立憲代議政治の今日を見るに至らしめしもの。謂はざる可から

先生が越前侯に建白書を呈したる後、(越前侯に建白したる所以は、蓋し春得る所に在りしが、猶一面公は島津久光等と親交ありしのみならず他列侯よりも敬重せられしを以て天幕合体大權復古の大策を斡旋盡力して成功の望ありしは當時公を措て他に求むべし)其建白書の趣旨を貫徹實現せしめんごて、如何に奮闘せられ、又如何に先生の運動が重要視せられしかば、先生が慶應三年七月十六日及び八月十七日に、家兄柔太郎氏に致したる書簡に見て明なり、而して上田藩が依然歸藩催促の壓迫を加へつゝありしも其書に據りて知ることを得、七月十六日の書中に曰く、會藩にては頻りに止め候て、今諸藩の間に入り一和を謀り候人を用も無きに國に歸し候ては不相成と申候て、幕府へも此節周旋致し、又赤座あかざを説き、上田へも公用人より説得書差出し候筈に

御座候

ミ象山先生、嘉永六年七月歸松の藩命に接す、門人吉田寅次郎、其家

兄に書を贈て曰く『佐久間修理聲名籍甚に御座候て、其本藩より被嫉、御國へ被返命下り候所、水府公阿部公其他有志の人々、川路左衛門尉羽倉外記水府の義黨等深く是を惜み、今此人なくば、何人か西洋砲銃の事に任じ可申哉、國家の武備も爲是欠闕すとの論にて、遂に阿部公より眞田公へ相談の上、江戸へ留ることに相成候』ミ各其爲す所彼此異りありと雖も、共に天下有用の材として惜まるるの状情何ぞ相似るの酷しきや。八月十七日の書中に

此節小生は幕薩一和之端を開候事に付、薩西郷吉之助は談合し、幕の方は會藩公用人にて談じ始め居申候小生は梅澤孫太郎、永井玄蕃公は説く少しは成可申見込に候

の一節あり。當時薩藩に於ては、曩きの公武合体の説既に勢を失ひ、寧ろ幕府を倒して以て政權を朝廷に取むべしとの論勝を制し、長州藩士又密かに京師に上りて薩邸に入り、共に謀る處ありて、兩藩

の提挈大に其歩を進め、事一度發せんか、邦家不測の禍を將來せん
も未た知る可からず、其形勢の危險なる、實に累卵啻ならざるもの
ありき、是を以て、先生此危機に處するの道は、幕薩一和の策を講ず
るに如く者なく、先づ此策に因りて、一時焦眉の急を救ひ、然る後建
白書の大方策を實現せしめ、世態の一、大廻轉を爲し、以て時艱を濟
ひ、國是確立の基を樹てん、ご欲じ、幸に薩藩に敬重せられつゝあり
し地位に由り、薩の大立物たる西郷吉之助に説き、一面幕府の樞要
に居り明敏の聞ありし永井玄蕃(尚志)に圖り、幕薩一和の爲めに其力
を殫し、將に成功の曙光を見るに至らん、ごせり。

然るに上田藩にては、先生の歸藩を強要し、其滯京許可歎願の書を
差戻し、病を押して歸藩すべきを嚴命せり、先生萬斛の涙を飲て、遂
に東歸に決す、同年八月二十日、家兄柔太郎氏に贈りたる書に曰く
實に此節長防御呼出の三人も可罷出、兵庫も所置始まり、實に

天下興廢の機に候右の次第(歸藩の命ありしを云ふ) 残念之至に御座候
ご邦家多難の秋、志士國に盡すの至誠、ご雄才ごを抱き、徒に故山の
小天地に退廻せざるを得ざる悲境に陥る、先生の衷情誠に察す可
きなり。

先生既に東歸に決し、發程正に日あり、九月三日所用の爲め伏見に
趣き、歸途七、時東洞院魚柵下町を過ぐ、凶徒二人前後より不意に要
撃す、事唐突に出て先生刀を抜くに遑あらず、遂に凶刃の爲めに斃
る、享年三十有七。

先生遭難當時の有様を錄したる者あり参考として左に記す。

小三郎、九月三日七、時供の者一人打連れ、魚柵下町桶屋の前に通
り掛りし折、向より一輛の大八車來りしが、其後より一人の武士
現はれ出で、突然物をも言はで、小三郎の右の肩を切り下ぐ、小三

郎痛手に踉蹌き乍ら、己れ云ひさま佩刀の柄に手を掛けし時、又一人後より現はれ出で、小三郎の背中を突きしかば、深手に堪えずして打ち斃る、二人の凶徒は之を見て、直に何處ごもなく逃げ去りたり、桶屋は此様子を戸の隙間より見てありしが、事終へて後恐るゝ届け出づ、幾程もなく薩藩より二人の侍早馬にて駆付け、彼是介抱し、上田藩の留守居役赤座壽兵衛も來り、上田藩の京邸に引取りたり。

凶報薩藩に達するや、先生の門下生たりし者驚き集まり、遺骸を收め、厚く東黒谷金戒光明寺に葬り、島津侯金三百兩を贈りて之を吊慰す。先生害に遭ふの日、三條大橋南側擬寶珠に左の張紙あり。

元信州上田藩 赤松 小三郎

此者儀兼て西洋を旨こし皇國の趣旨を失ひ却て公を動搖候儀不届の至り不可捨置の多罪に付今日東洞院五條下所にて加天

誅に付則其首を取可肆の處に候へ共晝中に付其儀を不能依て如此也

第九月三日七時

有志中

其當時京市街取締人より届出の書

右張紙に付其外承り合はせ候所、東洞院通り魚柵下町に於て、昨三日夕七時、西洋風俗帶刀の人日傘を持ち、供を召連れ都合二人通行致し候處、何方よりか跡をつけ矢庭に切り倒し、其儘立去申候、供の者も同時に逃去り候、右赤松幕府御家人の由。

此年冬十二月三日、嘗て先生の薰陶を受けたる薩藩士等、相圖りて墓碑を建て、以て其英靈を吊ふ。其碑文に曰く

正面

赤松小三郎之墓

側面

先生姓源諱某赤松氏稱小三郎信濃上田人也年甫十八慨然志於西洋之學受業同國佐久間修理及幕府人勝麟太郎東自江戶西至長崎遊方有年多所發明後益察時勢之緩急專務英學於其銃隊之法也尤精嘗譯英國步兵練法以公于世會我邦兵法採用英式日夕講習乃聘致先生於京邸取書更使校之原本而肆業焉今歲之春中將公在京師也召見賜物先生感喜益盡精力而重訂書成十卷上之公深嘉稱速命剏勵以有用於天下國家也蓋先生平素之功於是乎爲不朽可不謂懿哉不幸終遭綠林之害而死年三十有七實慶應三年丁卯秋九月三日也受業門人驚慟之餘胥議而建墓於洛東黑谷之塋且記其梗槩以表追哀之意云爾

薩摩受業門生謹誌

此碑臺石共高六尺餘、黑谷光明寺後方墓地第六區千百三十四番地に在り、山内善教院之を管理す。信州幕末の二俊傑、一は洋鞍馬上、一

は洋裝潤歩、共に國事に盡粹し、等しく凶刃の爲めに洛中に斃る、而して其墓一は光明寺に一は妙心寺に在りて、洛の東西に相對す、又奇ならずや。

先生の京師に在るや、育英濟時其心思を勞するこそ甚大なり、際々雖も念頭須臾も其郷里上田藩を忘るるこあらざりき、是故を以て、先生は時勢の大局より見て、上田藩の執るべき當時の方針を教示せしこと一再ならず、先生が家兄柔太郎氏に贈れる書中に各藩兵を募り兵力を以て權を取り候様なる形勢ご被存候、我が藩の如きは兵力を以て權を奪ひ候力無之、且不策に候へば、道理を開き正義を以て國家に報じ候外無之、洋學算術法律學兵學政事學刑罪學等を多人に爲學、且洋人を賴み學文を開き候類に歸し可申ご奉存候

又御地學校には良書を求め、兵事には良器を求め、新聞を求めて日、本及外國の事件を知り候邊御急務ご奉存候。

この文字あり。道理を開き正義を以て國家に報ひ候外無之と云ひ、又新聞を求めて内外の事情形勢に通ずるの要を説く、其意氣の高大にして卓見時流に超ゆるものに非ずんば能はざる所なり、而して當時上田藩の方針として上乗之に過くる者無かりしなるべし。先生の難に遭ふや、薩藩爲めに盡す所ありて、家名相續末期願を呈出したるも、三條橋上に捨札立ちし後なりしかば、上田藩は藩規に據り、遂に赤松家を斷絶せしめたり、先生の遺髪は其郷里上田の地に送られ、鍛治町月窓禪寺の塋に葬らる、戒名を良鑑院松屋赤心居士と稱す。

明治三十九丙午の年五月、伊東祐亨、東郷平八郎、上村彦之丞の三將軍信山の地に遊び、途上田に通り、東郷、上村の二將軍は、嘗て贊を赤松先生の門に執りし往事を追憶し、感慨禁ずる能はず、乃ち

謹テ吊故赤松先生之忠靈

御前へ金八千疋

東郷平八郎 上村彦之丞

として赤松家再興の養嗣子に贈らる。人皆曰く、赤松先生以て地下に瞑すべしと。

先生、精力絶倫刻苦研鑽學を修め、蘭、英の二語に通じ、兼て兵、數、航海、測量等の諸學其堂奥を究む、編著譯述散佚を免れて今猶存する者、美國歩兵練法、航海術、新銃射放論、選馬術、氣水差全表、ヘルドローンスト譯、西暦表等あり。

先生に關して世に傳へらるる所を記す

一、先生姓酒を嗜まず、甘味は極めて其好む所なりしと云ふ。

二、體軀偉大ならざりしも、眼光炯々人を射るの概ありき。

三、少年の時より他の者ご一風違ひ、上田邊にて流行せし歌留多遊なごに參加したる事無し、常に算數の學を研究せしかば、人皆嘲笑して曰く、清次は算盤取て町人となる考なるべしと、隨て變人清次は友達仲間無かりしとぞ。

四、先生江戸に在りて、同僚と共に一室内に起臥す、同輩の雜談に耽りて喧々たる時分は、先生室の一隅に横はり、軒聲人を驚かすものあり、一同寝に就き室内漸く靜なるに及び、起ちて燈火を覆ふに羽織を以てし、其下に於て英書を読み、深更に至る、此の如きこそ

ご毎夜息ること無かりしと云ふ。

五、象山先生藩地松代より地藏峠の嶮を越えて行程七里日毎に上田に來り、毘沙門堂活紋禪師に就て唐音を學びて歸る、赤松先生京濱七里を遠くさせずして、往復アプリンに學ぶ、其精勵共に後世の範と爲すべきなり。

六、先生藩命に由り一度歸田す、衆皆其郷里に留まる可きを勧む、先生黙して隻語あり、之を暫時して、立て廁に行く、戸障を隔てゝ微嘯して曰く『十石三人扶持正に斯の如きのみ』と放屁一發、辭せずして直に京師に赴けり。

先生の郷里に在るや、毎に曰く、我には鳥の番人は堪え得られぬ仕事なりと、鳥の番人とは城の番人の謂にして、城地の木立に鳥の群集せずより、時人城の番役を鳥の番人と稱したるなり。

七、先生嘗て購ふ所の懷中時計を出し、頻りに其時刻を示すの精確

なるを賞す、家兄柔太郎、之を戒めて曰く、爾時計の精確なるを賞し、其時計を持ちて猶且屢時を過まり、予は之を所持せずして未だ嘗て時刻を過ちし事無きは何故ぞ、流石の先生も、此時のみは抗論の辭なかりしと云ふ。

八、上田藩に於て卒先西洋風に散髪となりしは小三郎先生にて、次は森田斐雄なりし。

九、先生藩の嚴命に依りて歸田に決す、薩藩門弟等爲めに惜別の宴を開く、酒酣にして、中村半次郎曰く、方今天下の形勢豫測し難く、風雲一たび動かば今日の師明日の敵たらんも圖り知るべからず、師弟の誼固より重しと雖も、君命更に重し、先生今東に歸らる、萬一東西議論相反し戦の開くるありて、敵軍に恩師あるを思ひて君命を辱かしむる如きあらば、之れ士人の耻なり、願くは今日此盃を以て、師弟の義を絶つの離盃となさんと、先生曰く諾と、共

に快談して別る。

先生遭難の原因、三條橋上の捨札に由る時は、佐久間先生の其れと相同じ、然れども當時世上の情勢は、象山先生遭難當時と大に異れるもの有るを以て、先生が攘夷党の凶刃に斃れしと思惟する能はざるものあり。當時上田藩は、幕府に信近せられ其機密に參預せしは事實なり、故に諸藩皆松平氏を以て佐幕の一藩と見做したるや明なり。加之赤松先生は、佐幕第一と聞ゆし會津藩の爲めに大に信任せられつつありしを以て、先生東歸の後に於て一朝東西干戈相見ゆるが如き事あるに及び、先生の東、佐幕軍中にあるは、西討幕軍に取りては恰も一大敵國の如し、故を以て、先生の未だ京地を去らざるに當り、討幕主張の西國某雄藩士相謀りて先生殺害の舉を敢てしたるなりと推測するもの多し、後考を待つ。(終)

大正六年八月卅一日印刷

(定價金拾錢)

長野縣小縣郡上田町五千五百〇二番地

信濃教育會小縣部會代表者

發行者 八木與一

編輯者 藤澤直

長野縣小縣郡上田町乙四百九十五番地

印刷者 中澤勝治

郎枝郎

長野縣小縣郡上田町乙四百九十五番地

印刷所 中澤活版所

電話一二二零

終

